

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から4年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から4年12月まで
平成5年7月*日に入籍し、同年7月13日に転居した。後日、A市役所（現在は、B市役所）で年金手帳の氏名変更の手続を行った際、国民年金の記録照会をして、窓口の担当者から遡って2年間の納付ができることの教示を受け、窓口で国民年金保険料をまとめて納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月頃、A市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、8年7月頃に払い出されていることが推認され、申立人はこの頃、国民年金の加入手続を行い、20歳に到達した昭和54年*月*日に遡って被保険者の資格を取得したものと考えられることから、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 51 年 8 月まで
区役所に母子手帳の申請をしたとき、生活に不自由していたので出産費用の相談をして助成していただいた。そのとき国民年金も免除申請を行い、全額免除の決定をいただいたのに申立期間が免除となっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請手続きを行ったと主張しているが、申立人の申立期間に係る国民年金の資格取得（昭和 49 年 2 月 6 日）、資格喪失（昭和 51 年 9 月 1 日）は、平成 16 年 11 月 29 日に遡及して記録されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時は、国民年金に未加入であり、免除申請はできなかったものと考えられるとともに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 54 年 7 月 29 日に厚生年金保険の資格を喪失した後、平成 13 年 4 月 3 日に厚生年金保険の資格を再取得するまでの 21 年以上の長期にわたり、国民年金の加入手続きを行っていない上、元夫も平成 12 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得するまで国民年金に未加入である。

さらに、申立期間について、申立人が免除申請を行ったこと及び年金事務所が申立人の国民年金保険料を免除したことを示す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から平成 5 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から平成 5 年 11 月まで
申立期間の国民年金保険料は母が納付していた。その手紙は残っていないが、母からの手紙に国民年金保険料は納付していると書いてあった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に死亡している上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間の昭和 53 年 2 月には、申立人の住所が A 市に異動していることから、同月以降の分については、A 市で手続をしなければ納付することはできないこと、及び同市で納付に関する手続をした記録は残っていない上、納付したとする母親は B 町に住んでいることから申立内容は不自然である。

さらに、申立期間は 15 年以上と長期にわたっており、この間継続して申立人の保険料の収納処理に不備があったとは考え難く、加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月

昭和 62 年 1 月末に退職後、A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い同年 2 月分の保険料を納付したのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 2 月頃、A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、平成 2 年 5 月頃に払い出されたものと推認される上、申立人が保管する元年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料の納付書・領収証（平成 2 年 6 月 18 日に B 社会保険事務所（当時）が発行）により、申立人は当該期間分の保険料を 2 年 6 月 28 日に過年度納付していることが確認できることから、当該記号番号が払い出された時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったと考えられる。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 2 日から 48 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 48 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に申立人がA社に勤務していたことを確認できる資料及び関係者からの証言は得られないものの、申立期間のうち、47 年 3 月 2 日から 48 年 1 月 31 日までの期間は、申立人の雇用保険の記録から、同社で勤務したと供述する複数の同僚と同じ事業所記号の加入記録が確認できる上、当該複数の同僚のうち 1 人は、「勤務期間は特定できないものの、申立人はA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は当該期間に同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは、事業所記号番号払出簿により、昭和 30 年 4 月 1 日から同年 7 月 28 日までであることから、同社は申立期間において適用事業所であることが確認できない上、申立人が一緒に勤務したと主張する複数の同僚は、「当時、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と証言している。

また、A社は昭和 57 年 11 月 15 日に解散しており、商業登記簿から確認できる同社の元事業主は死亡又は所在不明であるため、事業所側の保険料控除に係る関連資料及び証言等が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額について、実際の給与の額と年金事務所の記録に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店における申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額より低く記録されていると申し立てている。

しかしながら、A社B支店から提出された給与台帳（昭和 46 年 4 月分から同年 12 月分まで）によると、申立人は、昭和 46 年 4 月から同年 12 月まで、年金事務所の標準報酬月額に基づく額の厚生年金保険料が控除されており、給与支給額も標準報酬月額と概ね合致していることが確認できる。

また、A社B支店は、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月 1 日から 59 年 4 月 1 日までの期間に係る給与台帳等の給与からの保険料控除額を確認できる関連資料を保管しておらず、申立人も給与支払明細書等の保険料控除額を確認できる関連資料を有していない上、同事業所や同僚からも当時の給与の総支給額を確認できる証言は得られない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人と標準報酬月額が類似する複数の同僚の記録と同様の傾向で推移しており、また申立人の標準報酬月額のみがこれら同僚の取扱いと異なり低額であるという状況はうかがえない。

加えて、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、遡及して訂正された痕跡も認められない。

このほか、申立期間に係る申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。